

第二十四号議案

江戸川区立都市公園及び江戸川区立児童遊園の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立都市公園及び江戸川区立児童遊園の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、区長が指定する江戸川区立都市公園及び江戸川区立児童遊園の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区立都市公園 江戸川区立児童遊園	江戸川区中央一丁目四番一 号（江戸川区役所内）	財団法人江戸川区環境促進事業団 理事長 多田 正見	平成二十三年四月一日から平 成二十八年三月三十一日まで

（説明）

江戸川区立都市公園及び江戸川区立児童遊園の指定管理者を指定する必要がある
ので、本案を提出いたします。